合理的配慮を検討するとき、学校によっては、他の学校にはない施設･設備があったり、様々な専門性をもった人材が派遣されていることもあります。学校全体で活用を考えたうえで、環境やあらゆる人材を活かした合理的配慮を検討することが望ましいでしょう。

沖縄県は、平成 26 年 4 月 1 日から、**「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（インクルーシブ社会条例）」**が施行されます。

この沖縄の地で、障害による差別をなくし、共に豊かで平安に生活できる社会を作っていきましょう！

合理的配慮チェックリスト

※合理的配慮の 11 項目について、障害のある子どもの状態を適切に把握して、各学校の整備状況をチェックしてみましょう。

	合理的配慮の観点	チェック
1	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮をしている。	
2	学習内容の変更・調整の観点を示している。	
3	情報・コミュニケーション及び教材の配慮をしている。	
4	学習機会や体験の確保に努めている。	
5	心理面・健康面の配慮の観点を示している。	
6	専門性のある指導体制の整備に努めている。	
7	幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮に努めている。	
8	災害時等の支援体制の整備の観点を示している。	
9	校内環境のバリアフリー化に努めている。	
10	発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮に努めている。	
11	災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮の観点を示している。	

このリーフレットの作成にあたり、宮古地区・八重山地区の特別支援教育コーディネーター、文部科学省委託事業「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」のモデル協力校の先生方の御協力をいただきました。